

人材紹介基本契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という）と、株式会社 OHANA BLOOM（以下「乙」という）は、以下の業務について下記の通り人材紹介基本契約を締結する。

第1条（本契約の目的・主旨）

- 甲は乙に、甲の依頼する求人案件に基づき、人材を紹介する業務を委託し、乙はこれを受託する。
- 甲は前項の業務委託をする際、法令に違反する条件、虚偽の条件、また一般的な労働条件と比較して著しく不適当な労働条件を乙に対して明示してはならない。

第2条（紹介の内容）

- 乙は甲が依頼した求人案件に基づき、甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙は探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたるまで活動を支援する。
- 甲は乙に対し前項の求人の依頼をする際、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書で明示するものとする。乙はこれを求職者に明示して紹介を行うものとする。ただし、乙が希望する場合は、これを電子メールにより明示することができる。

第3条（紹介手数料）

- 前条に基づき、乙が紹介した求職者が、乙の紹介から12ヶ月以内に甲に入社した場合、紹介料手数料として甲は乙に対して別途覚書に記載した紹介手数料の料率、金額を支払うものとする。
- 甲により採用された求職者が、入社日から6ヶ月以内に求職者の自己都合により退職、または過失等による懲戒解雇となった場合、乙は退社時期に応じて、受領した紹介手数料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。ただし、別途返還について覚書の取り交わしを行った場合、返還の取り扱いは覚書に記載された内容が適用される。
ただし、雇用者の責による解雇、雇用者に起因する退職、採用された求職者の死亡、天災などの不測の事態の場合、また退職日から1ヶ月以内に甲が乙に対して文書または電子メールにより返還を求めなかった場合には返還の適用を除外するものとする。

退社時期	返還する紹介手数料
入社日から1ヶ月未満	70%
入社日から3ヶ月未満	50%
入社日から6ヶ月未満	30%

- 乙は、求職者の甲への入社日以降、第1項の紹介手数料を請求し、甲は同請求金額を入社月の翌月末までに銀行振込により乙に支払うものとする。なお、支払日が指定振込先の休業日の場合は、前営業日までに振り込むものとする。また、振込手数料は甲の負担とする。
- アルバイトの採用に関しては本条に定められた規約の一部（早期退職による返還手数料額、支払期限）は適用外とし、別途発行する覚書に記載された内容が適用されるものとする。

第4条（労働条件の明示）

- 甲が乙に対して、人材紹介の申込をした後、明示した労働条件の内容に変更、追加、削除などが生じた場合、速やかに乙に通知するものとする。
- 甲は、採用を決定した求職者と雇用関係を締結するにあたって、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面、もしくはそれに準ずる書類の発行をもって、求職者に労働条件を明示するものとする。また、求職者に明示した労働条件の書面の写しを乙にも交付するものとする。この場合、乙は求職者と同明示書の内容を確認する場合がある。

第5条（早期退職者に関する情報提供）

甲に採用された求職者（期間の定めのない雇用に限る）が、入社日から6ヶ月以内に解雇以外の理由で離職した場合は、甲はその旨を乙に報告しなければならない。ただし、甲が第3条に基づいて紹介手数料の返還を乙に請求した場合は報告を不要とする。

第6条（責任の所在）

採用された求職者が、入社日以降、その業務に関し甲及び第三者に対して発生したいかなる損害についても、乙は一切の責任を負わないものとする。

第7条（個人情報保護及び機密保持）

- 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材（採用、不採用に関わらず）の個人情報を漏洩させないように、万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく、第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止す

る。漏洩の事実が判明された場合は、損害賠償請求、刑事告訴などの法的手段をとる場合もある。

2. 甲は、乙の紹介した人材を不採用と決定した場合又は本契約が終了した場合、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報、複製、複写物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じて廃棄しなければならない。

第8条（求職者との連絡）

1. 甲は、乙の了解を得ずに、当該求職者と直接連絡をとってはならないものとする。ただし、当該求職者が甲への入社が決定した場合は、この限りではない。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らが暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、これら反社会的勢力と一切関係をもたないことを確約し、かつ将来にわたってもこれらに該当しないことを保証する。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その名称を問わず、当事者間で締結した如何なる契約をも解除することができる。
 - ① 相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であることが判明したとき
 - ② 相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であることが判明し、善処を求めたのにも関わらず関係改善がされなかったとき
 - ③ 相手方が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は業務妨害行為などの行為をしたとき
3. 本条に基づき契約解除があった場合、解除された側は解除した側に対し、解除した側が解除により被った損害を賠償しなければならないものとする。また、解除した側は、解除された側に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わず、また違約金・解約金等の支払い義務も負わないものとする。

第10条（契約有効期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも書面により相手方に対し、本契約を終了する旨の通知がない場合は、本契約は1年間同条件で更新するものとする。また、以後も同様とする。
2. 本契約が終了した場合でも、乙が甲に紹介した求職者が、紹介日より12ヶ月以内に甲に入社した場合、甲は、乙に対して、第3条に基づいて紹介手数料を支払うものとする。ただし、乙が第9条に違反したことにより、本契約が解除された場合、甲は乙に対し、紹介手数料を含む何らの金額を支払う義務はないものとする。

第11条（契約の解除）

甲または乙は、相手方が正当な理由なく本契約に定める義務の履行を怠り、履行の催告に対して誠意を示さないときは、相手方に書面で通知した上、契約の全部または一部を解除することができる。ただし、その際は、甲乙間にて残債務がある場合は速やかに精算するものとする。

第12条（協議）

本契約に規定のない事項や、この契約条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙双方誠意を持って協議のうえ解決するものとする。

第13条（裁判管轄）

第12条によって解決できなかった場合の第一審の専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲および乙が合意の後、各自その電磁的記録を保管する。